

第1章 農林水産業・食品

中国における生活水準は引き続き向上している。2020年に中国の一人当たりGDPはドル換算で初めて1万ドルの大台を突破し、2010年の水準からは倍増した。一人当たり可処分所得は初めて3万円を超え、10年前からはおよそ3倍に伸長した（中国国家统计局）。

2019年に日本を訪問した中国人は過去最高の1,000万人に迫ったものの、2020年は一転して新型コロナウイルス感染症拡大による往来制約から訪日機会が喪失した。しかしながら、中国の消費者の日本食、日本産食品への需要は衰えず、2020年の日本からの中国向け食料品輸出額は前年比9.3%増の1,293億円となった（日本財務省貿易統計）。

よって日系食品関連企業にとっては販売機会拡大の好機と捉えられると共に、日本と異なる法規制・工場事情・流通事情・商習慣に対応し、中国消費者の食生活の向上に貢献すると同時に、中国の食品関連政府部門に協力し、より健全な市場環境作りに尽力していきたいと考える。

農林水産業・食品の現状

食品製造業・小売業について

2020年、中国における新型コロナウイルス感染症対策としての行動制約は食品製造業や小売業に少なからぬ影響を及ぼした。2020年の食品製造業の生産総額は前年比1.5%増にとどまったほか、飲食業の売上高は3兆9,527億元と前年比16.6%減少した（中国国家统计局）。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「巣ごもり消費」を反映して食品購買行動におけるオンライン化、デリバリー利用がますます加速している。2020年のオンライン外食宅配市場の規模は8,352億元（前年比14.8%増）、「80後」と「90後」を中心に、約5億人近くの消費者が「美团」「饿了么」などのアプリを利用して、約171億2,000回の外食宅配を注文した。2020年中国の新規外食宅配関連企業数は67万社超（前年比15.8倍）となった（紅餐網）。

新型コロナウイルス感染症の収束後の飲食産業の需要を喚起するため、北京や上海などの地域において「消費券」の配布が実施された。中国決済サービス大手「支付宝」（アリペイ）によると、小規模小売店が消費券配布の最大の受益者となり、消費券の9割が小店舗で使われた。

食品関連法規について

2018年12月29日、「食品安全法」の修正案が全国人民代表大会で可決された。改正食品安全法では、保健食品、オンライン上の食品売買、食品添加物など今までカバーされてい

なかった内容が含まれたほか、消費者利益を侵害した場合、小売業者も責任を負うことが明確になっている。また、監督管理機関を明確にし、オンライン上での販売者実名登録を義務付け、食品安全管理責任を明確にしている。

国务院食品安全委員会より2019年5月30日に「2019年食品安全重点作業計画」が発表された。食品安全強化、現代的な食品安全管理体制構築など食品安全に関する10大行動計画を含む21項目を発表し、食品安全に対する仕組み作りや管理強化策を打ち出している。

2020年、国务院は「コールドチェーン（冷鏈）食品トレーサビリティ（追跡）管理工作に関する通知」を発表した。各地方政府が追跡管理システムを設立し、海外から輸入した冷凍食品と生鮮食品（肉類と水産品を中心に）を対象に品目や数量、産地、検疫などに関するデータの登録を義務化する。

表：食品安全に関する法律および組織体制の整備

2009年	中国食品安全法施行、中国食品安全法实施条例施行
2013年	国家食品薬品監督管理総局（CFDA）設置。食品生産の衛生安全の一元管理
2015年	改正中国食品安全法施行
2016年	改正中国食品安全法实施条例施行
2018年	国家市場監督管理総局（SAMR）設置。流通分野も加え食品安全を一元管理
2019年	再改正中国食品安全法实施条例が2019年12月1日施行
2020年	コールドチェーン食品のトレーサビリティ管理システムの設立

日本食レストランの動向

中国における日本食レストラン数は近年急増し、2017年に約4万1,000店と2015年から約2倍に増加し、国別では世界1位となっている。また、省（直轄市含む）別では、広東省（6,500店）、江蘇省（3,800店）、上海市（3,300店）が上位に位置し、市別ではトップ3が上海市、広東省広州市、北京市の順となっている。（出所：在中国日本国公館）

ただし、2018年には、中国の日本食レストラン数は約3万6,000店になり、約1割減になったとみられる。上海・北京・広州など主要都市では微増だったが、東北・中部・西南などの地域では大きく減少した都市もあった。その要因として、景気動向や日本食の受入度の地域差が推測される（出所：大衆点評）。

中国の農林水産物貿易統計

2020年、中国の農産物の輸入総額は1,708億ドルになり、総輸入額の約8.3%を占めた。農産物輸出総額は760億ドルで、総輸出額の約2.9%を占めた。輸入が多い食品品目は大豆、豚肉、乳製品、輸出品では水産品、野菜、果物などである（出所：中国税関総署）。

また、アフリカ豚コレラの影響で、豚肉供給量が減少した

ことにより、豚肉の輸入が大幅増となった。その後、中国国内の養豚業が生産を拡大したことで、豚飼養頭数は急速に回復し、供給量も回復した。

対日農林水産物貿易の現状

2020年、日中間の貿易総額は3年ぶりに減少した。中国からの輸入額が17兆6843億円(前年比7.9%減)、中国への輸出額が14兆5022億円(前年比7.2%減)。食品貿易に関しては、日本から中国への食品輸出総額は1,293億3,000万円(前年比9.3%増)、中国から日本への食品輸入総額は8,199億9,000万円(前年比8.8%減)となっている(日本財務省貿易統計)。

地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の状況

2020年11月15日、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとASEANの10カ国、合計15カ国がRCEP協定に署名した。農林水産品や工業製品にかけられていた関税の撤廃や引き下げなど20分野について合意した。今後中国向けのほたて貝や日本酒・焼酎などの農林水産品の輸入関税が段階的に撤廃される。

日系企業が直面している問題点

生産許可関係

- ①中国消費者の食生活が飛躍的に向上しており、海外から多くの食品や食スタイルが中国に入っている。その中に、中国の既存分類にない食品分野または新規開発商品が数多く存在する。現状では、それらの食品の生産認可は従来の基準に準拠せざるを得ず、これでは食品本来の風味や品質をすべて再現するのが難しくなる。中国消費者への海外食の広がりや制限されてしまっている現状である。
- ②中国では、フローゼンチルド商品(冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品)の販売は食品経営許可書の複熱商品の許可申請が必要であり、複熱商品取扱の場合保管、調理エリア、人員管理などの条件がある。現状流通過程での解凍作業を認める前例はなく、商品提供の選択の幅を狭くしている。

食品輸出入関係

- ①2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産の多くの食品品目において輸入制限が行われているが、2018年11月28日公布の海関総署公告により、新潟産米の輸入が許可された。しかし、一般的にリスクが低い酒類など、ほかの多くの品目についてはまだ輸入許可がされていないので、引き続き政府関連部門に規制緩和を働きかけなければならない状況である。
- ②輸入食品添加物は通関の際、規定に則った検査に合格しなければならない。中国国家標準(GB)において、規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物については、試験方法が未定との理由で検査が実施されず、衛生証明が発行されない可能性がある。策定中の場合の救済措置も現状確認できない。
- ③2017年11月公布の「出入境検閲検疫管理規定」で食品輸入手続のガイドラインが具体化された。これは地域によって通関業務の運用統一性が欠けていたことに対して、当局が対策を講じたものである。このガイドラインの徹底実施を引き続き期待したい。輸入食品の流通には、衛生証明書(2021年1月からは事項記載が追加)必

須になっているため、通関ができていても証明書の手続に時間を要すると、賞味期限の短い商品は廃棄せざるを得ない。現状では、輸入食品が中国の港についてから、実際流通するまでに1カ月以上を要しており、同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を踏まねばならず、短縮されていない。これでは、日本から欧州(例えば英国)に船便で輸出するリードタイムと大差がない。

- ④2019年12月19日中国海関総署と農業農村部の公告により、2001年から継続されていた牛肉輸入禁止について、生後30カ月以内の牛肉であれば輸入規制緩和対象となった。しかしながら検査検査要求は別途決めるとの内容であり、早期の対応が望まれる。
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策として、輸入冷凍食品への管理が強化され続けているが、検査現場での実務滞留、要求書類の不統一、通達不徹底による現場での混乱が見られ、現に日本からの冷凍食品の輸出を見送った事例も発生している。

飲食業関係

中国では飲食店で食事をする際、酒類を持ち込むことを許す商習慣が昔から存在する。酒類を飲食店に持ち込む行為は、当然飲食店の利益にダメージを与える。しかし、2013年12月9日、北京市工商局が「飲食店における六種の不公平行為の禁止」の通達を発表し、酒類および飲料の持込禁止が解除された。この通達に対して、消費者は歓迎するが、中国調理協会・中国観光ホテル協会などの業界団体は猛反発し、当時は激しい議論が続いた。

2014年2月14日、最高人民法院が最終見解を公表し、飲食店による酒類および飲料の持込禁止は違法との認識を明確にした。持込禁止は「契約法」および「消費者権益保護法」に違反する行為に当たり、消費者は飲食店に対して持込禁止は無効だと主張できるとしている。

一方、北京市工商局の見解によれば、持込禁止は違法だが、消費者から合理的な持込サービス料を徴収することは違法ではない。日系飲食店においても、非常に納得しがたい商習慣ではあるが、自己保護のためにも対応策を考える必要がある。

保質期の表示問題

中国では、食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に「保質期」の表示が要求される。これは日本の「消費期限」に相当する。一方、日本では腐敗しやすい食品には「消費期限」を表示し飲料や缶詰など比較的長期保存(3カ月以上が目安)できる食品には「賞味期限」を表示している。日本の食品関連企業は、食品の風味が変わり始める期限を賞味期限であると認識している。中国で食品の保質期を決める際、日本の賞味期限の考え方をそのまま保質期に適用すると、不利に保質期を短くしてしまう恐れがあるので、よく調査したうえで現地事情にあった対応を行うことが望まれる。

<建議>

1. 生産許可関係

①ラベルの原料記載内容の見直し

食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラ

「ラベル通則」の規定により、食品包装のラベル記載事項に、原料欄には「その構成物質および配合量」等を表示する旨が明記されている。しかしその表示は企業ノウハウの漏えいにつながる恐れがあるので、詳細をラベルに記載せず、別途生産標準や製造規格書の提出等の対応を要望する。

②新しい食品分野の基準策定

食品分野の許認可申請に関して、海外由来食品や酒類などの拡大のためにも、既存の食品分類にない新分類（日本式食品や清酒・みりんなど）の認可基準の策定を要望する。

③食品工場の立ち入り検査の基準統一

新しい法律、条例および通達等の施行に伴う政府関係各部署の生産現場立ち入り検査の際、担当者毎に、基準が異なる案件が度々発生している。食品工場への立ち入り検査は頻繁に実施されるため、基準の相違は、生産性の低下および大きな設備投資案件となり、非常に対応しにくい。担当者への研修強化などを通じた基準の統一を要望する。

2. 食品輸出入関係

④日本産食品の輸入規制の解除・緩和

2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に伴い、2018年11月に新潟県産の米が解禁されたものの、それ以外の10都県産全ての農産物・食品に対する輸入規制措置が未だに執られている。また、残る37道府県においても野菜、果実、乳製品等の中国への輸入が事実上できない状況にある。震災から10年が経過し、多くの国・地域が規制を解除する中、中国は世界で最も厳しい規制を続けている。中国の消費者の食生活を豊かにするため、科学的な根拠に基づいて究明を早めていただき、これらの輸入規制措置の早期解除・緩和を要望する。

⑤輸入食品添加物のGB策定の加速

2018年6月公布の「GB 1886.301-2018 食品添加物 ガラクトマンナン」により、該当食品添加物の規格・基準・試験方法が策定されたことを評価したい。今後も中国の消費者の食生活を豊かにすべく、より多くの食品添加物（例えば金箔など）が輸入できるよう、ほかの輸入食品添加物のGBの策定も早期に進めるよう要望する。

⑥食品輸入手続の全国統一運用

食品輸入手続のガイドライン「出入境検疫検査管理規定」の具体化から3年が経過するが、例えば同品目を複数回輸入しても同様の手続が必要、関税率の事前告示制度も確立できておらず、輸入時の担当官個人による判断結果が散見される。統一性や効率のかつ迅速な運用がなされるよう引き続き要望する。

⑦不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化

食品は消費者の健康に直接かわかるため、正規輸入によって検査検疫を受けることが非常に重要となる。密輸品、個人輸入品や越境ECの転売等により、市場では未だに輸入ラベルのない商品や偽造

の輸入ラベルを貼ってある商品などが販売されている。このことは特に日本料理店など仕入れルートが監督管理しにくい販売先で見られる。不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化を要望する。

⑧新型コロナウイルス防疫強化における冷凍食品の実務運用ルール明確化

新型コロナウイルス感染症対策としての輸入冷凍食品への管理が強化され続けているが、検疫現場での実務滞留、通達内容不徹底による現場での混乱がみられる状況。また、食品工場、倉庫、飲食店現場での立ち入り検査において、営業・事業に突発的な中断を余儀なくされ、安定的な事業活動に支障が発生するケースがある状況。防疫政策への全面協力は当然のことではあるものの、その運営ルールにおいては通達の徹底と明確化を要望する。

3. 食品物流関係

⑨食品物流車両の例外措置

大気汚染・赤色警報などの発令の際、急な車両規制は食品業界では賞味期限の課題があり、流通も在庫が最低限のため、輸送の遅れは国民生活へ直結する。日常では車輛GBに違反する車両の排除を優先し食品物流車両については規制対象から除外する等の例外措置を要望する。

⑩物流過程での温度帯変更

中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）は現状流通過程での解凍作業を認める前例はない。日本では、メーカー、中間流通業者は冷凍で商品を保管し、流通段階で自然解凍して店舗では冷蔵で販売する事で食提供の幅が拡大している。中国消費者の食の選択肢の拡大となるため、中国でも同様の対応を要望する。

4. 消費者対応関係

⑪悪質クレマー行為に対する公正な判断

近年、人為的な賞味期限の消去や故意の異物混入等悪意のあるクレマー行為が散見される。2020年1月、国家市場監督管理総局が発行する「市場監督管理投訴挙報処理暫行弁法」は、苦情専門のプロが行う職業上の主張を規制するものであり、企業における監督管理部門の負担が軽減できると考えられ、暫定弁法より一歩踏み込んだ対応を要望する。

⑫保質期の考え方の見直し

昨今の世界的な流れは、長期保存できる食品の賞味期限を柔軟に考える流れがある。一方、中国では食品安全国家标准「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に日本の「消費期限」の概念に近い「保質期」の表示が要求される。食糧を無駄にしないためにも、「保質期」を「消費期限」と「賞味期限」に分けるなど、考え方の見直しを要望する。